

滞納は不公平！滞納者〇をめぐります！

水道料を滞納したら・・・

毎日使われている水、周防大島町の水道水は、山口県と広島県の県境にある弥栄ダムから柳井市の日積浄水場へ送られ、浄水後町内の配水池へ送水して各家庭に給水しています。この水を作ったり運んだりする経費は、皆様からいただいた水道料で運営されています。

今年4月に料金改正がありますが、これは、水道会計が一般会計から多額の繰入を受けて収支を保っている状況であるためです。また、水道料の滞納は、さらに経営を圧迫しています。

このようなことから、水道料滞納者には督促や納入指導をしますが、なお納入のない者に対しては、給水停止を行います。さらに納入のない場合には、やむを得ず、支払督促（裁判所による）、差押え等がされ、その不動

産等を公売するなどの処分を行うこととなります。

下水道使用料および下水道分担金を滞納したら・・・

下水道は、生活排水や水洗トイレの汚水を浄化センターに集めて浄化処理することで、生活環境の向上を図っています。この経費は皆様からいただいた下水道使用料で運営されています。

下水道会計、農業集落排水会計、および漁業集落排水会計は、一般会計から多額の繰入を受けて収支を保っています。

町内の下水道普及率（農排・漁排を含む）は、平成18年10月現在で約30%です。

下水道は、限られた地域のみでしか利用できないために、利用できる地域の方に下水道受益者分担金をいただくことで、利用できない方との負担の公平を図っています。なお、この分担

金は、下水道建設費の一部にあてられています。

下水道分担金の滞納がある者には、水洗便所改造資金融資の斡旋はできません。

下水道使用料および分担金の滞納者には、催告書を送付したり、ご自宅へ電話や訪問をしたりして納付を促しておりますが、さらに納入のない場合には、やむを得ず、差押え等がされ、その不動産等を公売するなどの処分を行うこととなります。また、延滞金もかかります。

なお、どうしても納付できない特別の事由（災害・家族の病気等）があれば、納付相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

■問い合わせ

上下水道課管理班

☎ 78・1115

税務課徴収対策班

☎ 74・1031

気象警報等の発表対象区域の変更について

○変更前

府県予報区	一次細分区域	二次細分区域	市町
山口県	東部	—	岩国市（周南・北玖珂の区域を除く） 光市、柳井市、大島郡、熊毛郡

○変更後（平成19年3月1日午後1時から変更）

府県予報区	一次細分区域	二次細分区域	市町
山口県	東部	岩国	岩国市および玖珂郡（和木町）
		柳井・光	光市、柳井市、大島郡（周防大島町） および熊毛郡（上関町、田布施町、平生町）

平成19年3月1日から、天気予報、注意報・警報の対象となる区域（細分区域といいます）が変更されます。なお、日々の天気予報のための細分区域を「一次細分区域」と呼び、その一次細分区域をさらに分割した注意報・警報のための細分区域を「二次細分区域」と呼びます。

○岩国市全域および和木町を二次細分区域「岩国」とします。

○光市、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町および平生町を二次細分区域「柳井・光」とします。

◆問い合わせ／下関地方気象台防災業務課

☎ 0832（34）4007